

千葉県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 千葉県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び千葉県補助金等交付規則(昭和32年9月20日規則第53号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 障害福祉サービス等は、障害児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めることが重要である。

この補助金は、千葉県内の障害福祉サービス施設・事業所等(以下「施設・事業所」という。)が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行うことを目的とする。

(補助の対象)

第3条 この補助金は次の各号に掲げる事業を交付の対象とする。

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

新型コロナウイルスの感染者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援する。

ア 対象施設・事業所

(ア) 令和5年5月7日までに係るかかり増し費用

以下の①から⑤に該当する施設・事業所を対象とする。なお、具体的な対象サービス種別は、別添1に規定する。

- ① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所
※ 職員に濃厚接触者が発生し職員が不足した場合を含む。
- ② 濃厚接触者に対応した施設・事業所
- ③ 県から休業要請を受けた事業所
- ④ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所(①、②の場合を除く。)
※ 一定の要件を含む、具体的な取扱いについては、別添2に規定する。

⑤ ①、③以外の事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所

※ 通常形態でのサービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）

(イ) 令和5年5月8日以降に係るかかり増し費用

以下の①から④に該当する施設・事業所を対象とする。なお、具体的な対象サービス種別は、別添1に規定する。

① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所

※ 職員に感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ。）が発生し職員が不足した場合を含む。

② 感染者と接触があった者に対応した施設・事業所

③ 感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所（①、②の場合を除く。）

※ 一定の要件を含む、具体的な取扱いについては、別添2に規定する。

④ ①以外の事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所

※ 通常形態でのサービス提供が困難であり、休業を行った場合であって感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）

イ 助成額（基準単価）及び対象経費

別添1に規定する。

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

感染者が発生した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において必要な経費を支援する。

ア 対象施設・事業所

(ア) 令和5年5月7日までに係るかかり増し費用

以下の①又は②に該当する施設・事業所を対象とする。なお、具体的な対象サービス種別は、別添1に規定する。

① 第1号ア（ア）①又は③に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所

② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所

(イ) 令和5年5月8日以降に係るかかり増し費用

以下の①又は②に該当する施設・事業所を対象とする。なお、具体的な対象サービス種別は、別添1に規定する。

① 第1号ア(イ)①に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所

② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所

イ 助成額(基準単価)及び対象経費

別添1に規定する。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人その他の団体の経営に関与している者又は当該法人その他の団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(2) 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(暴力団密接関係者)

第4条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、前条第2項第2号又は第3号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当する者である法人その他の団体)とする。

(補助金の対象除外)

第5条 この補助金は、次の各号に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

(1) 指定都市及び中核市が実施する第3条第1項に規定する事業に要する経費

(2) 指定都市及び中核市に所在する事業所等が実施する第3条第1項に規定する事業に要

する経費（県が指定権限を管轄する中核市に所在する医療型障害児入所施設及び福祉型障害児入所施設を除く。）

(3) 障害福祉サービス等の報酬及び他の国庫補助金や交付金等で措置されている経費

(補助額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、別添1の対象サービス種別の欄に定める施設・事業所ごとに基準単価と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額を比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、第3条第1項各号に掲げる事業ごとに、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 前項の対象経費は、第2条の目的を達成するために緊急に実施が必要な事業に要する経費であって、第3条第1項各号に規定する対象施設・事業所の要件を満たした日以降に事業を開始し、第11条の規定による実績報告書の提出までに費用の支払いを完了したものに限る。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の各号の条件が付されるものとする。

(1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした様式第9号による調書を作成するとともに、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）には、様式第10号により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日まで

に速やかに知事に報告しなければならない。

(6) 事業について変更する場合（知事が認める軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。

(7) 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

(交付申請等)

第8条 施設・事業所の設置者又はこれらを運営する法人（以下「事業者」という。）は、この補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）、役員等名簿（様式第3号）、その他関係書類を添えて、別に指示する期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項による交付申請を電子申請（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。）により行った事業者は、誓約書（様式第2号）及び役員等名簿（様式第3号）の原本を保管しなければならない。

(交付決定)

第9条 知事は前条により提出された交付申請書を審査し、相当と認めたときは、速やかに交付を決定し、事業者に対して、その内容を通知するものとする。

(承認申請)

第10条 第7条第6号又は第7号に該当して、知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第4号）又は中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 第8条第1項の規定により交付申請を行う事業者は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第12条の規定により、実績報告書（様式第6号）にその他関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容を相当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第13条 規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、交付請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(概算払い)

第14条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、前条の規定により既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

(決定の取消等)

第16条 知事は、第9条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業者(以下「交付事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の他の用途への使用をし、その他交付事業に関し補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

(3) 第3条第2項及び第4条に該当する者であることが判明したとき。

2 知事は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助金の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 交付事業者は、第1項の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

4 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

5 交付事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額(未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(その他)

第17条 その他、この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前にされた申請に係る手続については、なお従前の例による。

別添1

基準単価		事業区分	(1)障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業	(2)障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業
ア 令和5年5月7日までに係るかかり増し費用			① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所 ※ 職員に濃厚接触者が発生し職員が不足した場合を含む。 ・対象サービス:No.17からNo.29 ② 濃厚接触者に対応した施設・事業所 ・対象サービス:No.11からNo.25 ③ 県から休業要請を受けた事業所 ・対象サービス:No.17からNo.11 ④ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所(①、②の場合を除く。) ・対象サービス:No.12からNo.15	① ①①又は③に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所 ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所(※4) ・対象サービス:No.17からNo.29
イ 令和5年5月8日以降に係るかかり増し費用			① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所 ・対象サービス:No.17からNo.29 ② 感染者と接触があった者に対応した施設・事業所 ・対象サービス:No.11からNo.25 ③ 感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所(①、②の場合を除く。) ・対象サービス:No.12からNo.15	① ①①に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所 ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所(※4) ・対象サービス:No.17からNo.29
対象サービス種別				
分類	No.	サービス名		
通所系	1	療養介護	1,978千円/事業所	1,978千円/事業所
	2	生活介護	631千円/事業所	631千円/事業所
	3	自立訓練(機能訓練)	288千円/事業所	288千円/事業所
	4	自立訓練(生活訓練)	228千円/事業所	228千円/事業所
	5	就労移行支援	221千円/事業所	221千円/事業所
	6	就労継続支援A型	279千円/事業所	279千円/事業所
	7	就労継続支援B型	294千円/事業所	294千円/事業所
	8	児童発達支援	271千円/事業所	271千円/事業所
	9	医療型児童発達支援	172千円/事業所	172千円/事業所
	10	放課後等デイサービス	257千円/事業所	257千円/事業所
短期入所	11	短期入所	146千円/事業所	—
	12	施設入所支援	1,013千円/施設	—
	13	共同生活援助(介護サービス包括型)	335千円/事業所	—
	14	共同生活援助(日中サービス支援型)	259千円/事業所	—
	15	共同生活援助(外部サービス利用型)	150千円/事業所	—
	16	福祉型障害児入所施設	985千円/施設	—
	17	医療型障害児入所施設	529千円/施設	—
入所・居住系	18	居宅介護	107千円/事業所	—
	19	重度訪問介護	175千円/事業所	—
	20	同行援護	60千円/事業所	—
	21	行動援護	106千円/事業所	—
	22	就労定着支援	35千円/事業所	—
	23	自立生活援助	19千円/事業所	—
	24	居宅訪問型児童発達支援	30千円/事業所	—
	25	保育所等訪問支援	35千円/事業所	—
	26	計画相談支援	50千円/事業所	—
	27	地域移行支援	36千円/事業所	—
相談系	28	地域定着支援	38千円/事業所	—
	29	障害児相談支援	37千円/事業所	—
対象経費		○ (1)ア①から③、イ①・②に該当する施設・事業所等の場合 ・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、福宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(別添2のとおり、障害者支援施設等に限定。) ・施設・事業所の消毒・清掃費用 ・感染症廃棄物の処理費用 ・感染者又は濃厚接触者(アの場合)・感染者と接触のあった者(イの場合)への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用 (以下の費用は、代替サービス提供期間のみに限る。) ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用 ・代替場所の確保費用(使用料) ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く。) ○(1)ア④、イ③に該当する事業所・施設等の場合 ・一定の要件に該当する自費検査費用(別添2のとおり、障害者支援施設等に限定。)	○ 居宅を訪問してサービスを提供する場合に必要な費用 ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ・代替場所の確保費用(使用料) ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く。) ※上記費用は、代替サービス提供期間のみに限る。	○ 利用者受入や職員の応援派遣に係る費用 ・追加に必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用
助成額の算定		・施設・事業所ごとに、(1)及び(2)についてそれぞれ基準単価まで助成することができる。 ・施設・事業所ごとに、基準単価と対象経費の支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 なお、(1)ア①から④及びイ①から④並びに(2)の施設・事業所のうち、特別な事情により基準単価を超えて助成する必要がある場合は、厚生労働省に個別協議の上、必要と認める場合に限り基準単価を超えて助成することができる。		

※1 対象施設・事業所については、助成の申請時点で指定を受けている施設・事業所とし、休業中のものを含む。
 ※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。
 ※3 「当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)に基づき、職員が利用者の居宅又は代替場所においてサービスを提供している場合を指す。
 ※4 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。)が連続3日以上の場合を指す。

本交付要綱第3条第1項第1号ア(ア)④に規定する「発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所」及び同号ア(イ)③に規定する「感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所」に対する助成の取扱いは、以下のとおりとする。なお、同号ア(ア)①から③、(イ)①、②のいずれかに該当する障害者支援施設又は共同生活援助事業が自費で検査を実施した場合の費用に対する助成についても、同様に取り扱う。

- 1 障害者支援施設又は共同生活援助事業所への自費検査費用の助成の考え方
障害者支援施設又は共同生活援助事業所(以下「障害者支援施設等」という。)の入所(居)者には、高齢者や基礎疾患を有する者等の重症化リスクの高い者が含まれており、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、重症化リスクの高い者が多く入所(居)する障害者支援施設等における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や、従事者への集中的検査を地方自治体を実施する場合には行政検査として取り扱うことが想定されることを踏まえて、2に掲げる要件のもと、助成の対象とする。

2 助成要件

(1) 対象サービス種別

障害者支援施設、共同生活援助事業所

(2) 対象者及び要件

ア 令和5年5月7日までに係るかかり増し費用

- ・ 濃厚接触者と同居する職員
- ・ 発熱等の症状(※)を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員

※ 「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を指す。

- ・ 面会后、面会に来た家族等が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所(居)者

など、感染が疑われる理由がある者で、以下の①及び②の要件に該当する場合。

- ① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生している、又は感染拡大地域に所在する障害者支援施設等

② 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、障害者支援施設等の判断で実施した自費検査

イ 令和5年5月8日以降に係るかかり増し費用

- ・ 感染者と同居する職員
- ・ 面会后、面会に来た家族等が感染者であることが判明した入所（居）者

など、感染が疑われる理由がある者で、以下の①及び②の要件に該当する場合。

① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生している、又は感染拡大地域に所在する障害者支援施設等

② 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、障害者支援施設等の判断で実施した自費検査

(3) 上限額

一人1回当たりの補助上限額は2万円を限度とする（ただし、別添1の補助単価の範囲内）。

(4) その他

ア 個別の職員や利用者の状況や事情を考慮しない、障害者支援施設等の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

イ 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象外と判断されたことについて、障害者支援施設等において理由書を作成し、県に提出することとする。なお、県が理由書の内容を確認し、必要に応じて保健所等に問合せ等を行う場合がある。

ウ 感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。